

『散木奇歌集』の「卿の殿」をめぐる考察

高野瀬 恵子

『金葉和歌集』撰者である源俊頼の家集『散木奇歌集』に、かねてから気にかかる言葉が一つある。その部分を『新編国歌大観』の底本となつた書陵部本（五〇一・七二三）で示す。

① 河内守経国かのくに面白き所ありと申しければ、卿殿の忍びておはしけるに、あまのがはといふ所にてざい中将のたなばたつめとよめる所なりとて、舟をとどめて河のほとりにおりてあそばせ給ひけるに、かはらけとりておののお歌よませ給ひけるによめる
千鳥なくあまの河辺にたつきりは
雲とぞ見ゆる秋の夕ぐれ

（四五九）

（濁点・読点と一部の送り仮名を施し、踊り字は仮名に改めた。以下の引用もすべて同処理による。）

河内守経國なる人物に誘われて、『伊勢物語』で高名な「天の川」を訪れて歌を詠んだというのであるが、傍線

を付した「卿殿」は、俊頼の父の源経信を指している。

経信は宇多源氏、詩歌管絃の三才を兼備し、後一条朝から堀河朝に至るまで、長く文人官僚として活躍した。最晩年は正二位大納言で大宰權帥を兼ね、帥大納言、桂大納言等と称された。『散木奇歌集』には、大宰府で没した父の遺骨を抱いて上京した折の歌を収めた「悲嘆部」と名付けられた部分があり、その一節にも、

② あまのがはといふ所にて、むかしあそばせ給ひし事のおもひいでられてよめる
恋しさにあはれむかしのおもかげを
あまのかは瀬にやどしてぞ見る

（八二一五）
とあり、経信の家集にも、

③ あまのがはといふ所にて、かはらけとりて
またも来む秋とちぎればあまのがは
われたなばたにおとらざりけり

（冷泉家時雨亭文庫蔵『帥大納言集』（注1）九九）

という歌が見えることから、『散木奇歌集』四五九番詞書の「卿殿」が経信であることは裏付けられる。

しかし、「卿殿」という呼称は、極めて用例が少ない。官名や人名に「卿」を付した「○○卿」ならば、物語に

も歌書にも頻繁に見える一般的な呼称である。更に「殿」を加えて「〇〇卿殿」と呼ぶ」とも、例は多くはないものの、私家集類でも

④受領の中には、ひ前の守、くない卿の殿、ぢぶ卿殿など、つねにとひ給ふにかかりてすぐし侍るに……

(『成尋阿闍梨母集』・一六九番詞書)

⑤民部卿殿伊勢使にくだり給ひしに……

(『成通集』・一番詞書)

のよう見える。だが、「〇〇」部分が全く無い「卿殿」はやはり異例である。そのためか、『新編国歌大観』の『散木奇歌集』においては、書陵部本を底本としつつも、「卿」の部分が「帥」と校訂されている。おそらく、『散木奇歌集』の他の箇所(詳しくは後掲)では経信を「帥殿」「故帥殿」と記していること、写本によつては「卿」の字を疑い傍らに「帥」字を記すものがある(注2)、といった事実に基づく判断であつたのだろう。けれども、前掲①の部分の「卿殿」という表記は、流布本系『散木奇歌集』の善本として重要視される阿波国文庫本においても同様である(注3)し、この集の草稿本形態を示すものとして注目される冷泉家本においても、同じ箇所は

「卿のとの」とある。つまり、「卿殿」なる表記は、『散木奇歌集』では最初から一貫して用いられ、諸写本もそれを継承したものと考えられる。その「卿殿」を、「帥殿」の誤りと安易に判断してよいものか、疑問が残る。

この「卿殿」という呼称が他集でも用いられている例が、一つだけ存在する。それは、後三条・白河・堀河の三代にわたり、学者として、官僚として活躍した大江匡房の家集『江帥集』である。

⑥ 卿のとのうせさせたまひて、三七日ばかりありて、京極のつどの御もとよりとてあるふみを見れば

あはれゆくへもなくぞかなしき
かへし、三位殿
きみがためふかき心をいひおきし
たにのけぶりとなくなくぞみし (四九二)

(冷泉家時雨亭藏本による。獨点等は、同前)

これは、『江帥集』の末尾に近い、匡房の最晩年の歌を収めた部分の最後部にあり、「卿のとの」とは匡房その人を指すのではないかと思われる。この集は、歌合や歌

会など公の歌を中心によく整理された匡房自撰のものをベースとして、未整理の贈答歌などを増補した他撰らしき部分を持つ(注4)。右はその増補部分末尾の鳥羽天皇大嘗会和歌群の直前にある贈答二組の一つで、内容から見て匡房没後の弔問の贈答歌である可能性が高い。というのは、歌を贈ってきた「京極のつどの」は、この集では他の箇所(四七〇~四八〇番)にも見え、匡房と交流があつたことが知られる。この人物は、早く森本元子氏により令子内親王家の女房歌人・摂津であろうとの指摘がある(注5)。返歌をした「三位殿」も、同じく集後半部に見えており(四一一番)、匡房の身内にあたる人物で、彼の後妻となつた藤原家子と見られる(注6)。つまり、匡房ではない人物らによる、「卿のとの」没後の贈答と思われ、それが匡房の家集に入れられている事情として、「卿のとの」が匡房である、と考えるのが妥当ではないか。この匡房は、生涯に一度も大宰權帥に任じられた。二度目の長治三(嘉承元・一一〇六)年の時には正二位權中納言であったが、中納言を致仕し、大宰府にも赴任しなかつた。とは言え「江帥」と称されて、それが家集名にもなつてゐるのだから、こちらの「卿の

との」も、『散木奇歌集』と同様に「帥殿」と考える余地がある。しかし、この『江帥集』は、現時点では冷泉家本とその写しである書陵部本しか存在しない上に、(6)の箇所を除くと、匡房本人を「帥のとの」と呼ぶような部分が他にない。そのためこちらは『新編国歌大観』でも校訂されず「卿のとの」のままにされ、『新編国歌大観』における「卿殿」の唯一の例となつたのである。

しかしながら、用例はごく少ないものの、「卿殿」は単なる誤写ではない可能性を持つて存在していると言つてよい。そして、誤写ではなく「卿殿」の今まで良いのだとすれば、「卿殿」の意味するところを考えることにも意味があろう。その手がかりとして、『江帥集』で「卿のとの」例の近くにある、次の贈答が注目される。

もとすれば、「卿殿」の意味するところを考えることに

つづけば山ふかくうれしとおもふかな

かへし

心ざし君につくばの山なれば

⑦ 大蔵卿にてありしおり、常陸にきりものあたり

へたりしかば、うれしなどいひて
て、これほかに、などいひしを、遠江にきりか

浜名のはしにわたすこところを

(四八三)

浜名のはしに渡すとをしれ (四八四)

四八三番歌は、『江帥集』では作者名を欠くが、『詞花和歌集』雜下（三七三番）に採られて、作者が「太皇大后宮肥後」と知られる。この肥後は、堀河朝から鳥羽朝前期にかけて活躍した女房歌人である。初めは閼白藤原師実に、その後は白河天皇女で鳥羽天皇准母となつた令子内親王に仕え、後年は「常陸」とも称した。匡房は、天永二（一一一）年七月二十九日に大藏卿に任じられ、同年の十一月五日に死去しているが、その時期に肥後の夫の藤原実宗は常陸介であった（注7）。右の贈答は、常陸国に割り当てられた公事の費用を、肥後が夫のために匡房に頼んで他国に切り替えてもらつたことを物語る。この贈答でも確認できるように、「江帥」と称された匡房の最終官は「大藏卿」である。すると、死去まもない匡房を「卿のとの」と呼ぶのは、「大藏卿のとの」を、省略した形で表したものだつた可能性があろう。「○○卿殿」であげた④のケースの一つ「くない卿のとの」例がそれを推測させる。「大藏卿のとの」だから「卿のとの」と呼ぶのだと仮定すると、『散木奇歌集』の場合はどうなのか、が次の問題になる。

信の官名が反映されているのではないか。俊頼の兄の基綱も大宰權帥となつたが、基綱のことは「そちの中納言もとつな」（冷泉本・三七八、流布本・三八二）と記し、「悲嘆部」では「左大弁もとつな」（冷泉本・八二一、流布本八二七）とも記している。このa～dの例を見てわかるように、冷泉家本では、歌は無論のこと、地名・人名・歌題にも、仮名表記が目立つ。また、詞書には、流布本に見られない情報（場所や歌題の明示）があつたり、人物呼称の面でも、流布本では概ね統一されているのに対して、同一人物が詠作時の呼称で示される傾向があると思われる。呼称と言えば、外題の『源木工集』にも、俊頼の最終官名・木工頭が反映されている。その冷泉家本において、⑧aのように「卿のとの」と表記されていることは、①「天の川」の歌の詠作時期と関わつている可能性が高い。

そこで、この①、すなわち冷泉家本四五五（流布本系四五九）番歌の詠作時期について検討する必要が生じる。手がかりは「河内守経国」である。「経国」は、閼根慶子氏が指摘するように（注8）、藤原南家貞嗣流、為頼男で、猪隈三位尹忠の曾孫にあたる人物と見られる。この

ここで、再び『散木奇歌集』における経信の呼称に戻り、改めて経信を指す表現の四例を確認する。今度は草稿本的性格が強いとされる冷泉家本（外題『源木工集』）の場合を示す。すべて詞書の一部のみで、歌は省略するが、冷泉家本には特有歌があるほか、流布本系とは歌順なども異なる点があるため、同じ歌の国歌大観番号をも付記する。

⑧a、かうちのかみつねくに、かのくににをもしろきところありと申ししかば、卿のとの、しのびておはしましけるに…… (四五五、流四五九)

b、たなかみにて月のあかりけるよ、むかしそちの大納言のおはしましことなど……

(五二七、流五三二)

c、こそちの大納言、たなかみにおはしましときはべりて…… (六〇一、流六〇七)

d、より中がながおかのいゑに、ごん大納言わたりはべりて…… (六五四、流六六一)

流布本系で「帥殿」（五三二）や「故帥殿」（六〇七・六六一）と表記する箇所を、冷泉家本では「帥大納言」「故

帥大納言」「權大納言」としている。これは詠作時の経

猪隈三位尹忠は永祚元（九八九）に八四才で亡くなつたが、その子貞廉（尊卑分脈）によれば、豊後守・大藏大輔（）が経国の祖父で、父為頼については名前がわかるのみである。経国は『分脈』には「河内守大藏大輔 寛治七卒九十余」とある。これに拠れば、曾祖父・尹忠の死去の一、二年後に生まれ、河内守や大藏大輔を務め、寛治七（一〇八七）年に九十才余りで死去したと見られる。源経信よりも十数才年長であったかと思われる。しかし、この経国は河内在任の時期は特定しがたい。また、経信と経国とは身分的には隔たりがあるものの、ある程度親しがつたように推察されるが、そうした関係が生じた理由も不明である。ただ、経信が俊頼らを伴つて天の川に赴き、『伊勢物語』八十二段をなぞるように酒宴を催し、その折に俊頼も和歌を詠んでいることから、俊頼の経歴等を利用して、ある程度時期を推定することも可能ではないか。

そこで、①の歌の詠作時期を、俊頼が從五位下左近少将であつた頃から、経国が死去するまでの間、具体的には承暦（一〇七七～八〇）から寛治七（一〇九三）年までの間と推察してみる。俊頼の年齢で言えば、二十代前半から三十代後半にあたる。その前半期の承暦から応徳

(一〇七七～八六)は、俊頬の歌人としての搖籃期であり、後半期の寛治元(一〇八七)年以降は堀河天皇時代、俊頬が左京大夫となり、歌人としても、筆策奏者としても、堀河天皇の近臣になつて行く時期である。次に、『国司補任』に拵り、河内守を確認或いは推定(ある年に誰かが任命されたとの記録があれば、それから四年間はその人物が守であると推測してあてはめる)していくと、承暦から寛治七年までの時期では、永保二、三(一〇八二、三)年～応徳三(一〇八六)年の頃が、河内國の国司名が明らかではなく、前後の記録からの推定も難しい記録空白期間になつていて。これ以前の空白期間として、康平三年頃から延久三年頃にかけて(一〇六〇～七一)もあるが、天喜三(一〇五五)年生まれとされる俊頬の年齢から考えて、こちらの期間である可能性は低いであろう。また、寛治年間には、経国が死亡する同七年まで、河内守には坂上定成、藤原隆宗が在任していると推察できる。従つて、永保二、三(一〇八二、三)年～応徳三(一〇八六)年の頃が、①「天の川」の歌の詠作時期として最も可能性のある時期であると考えられる。もしも、この時に経国が河内守であつたと仮定すると、経国は八十才を過ぎた頃、経信は民部卿で権大納言になる時期である。経信の民部

卿在任は、承暦五(一〇八一)年正月二十六日～嘉保元(一〇九四)年六月十一日の十三年余に及ぶ。その間に権中納言俊頬が左京大夫となり、歌人としても、筆策奏者としても、堀河天皇の近臣になつて行く時期である。次に、『国司補任』に拵り、河内守を確認或いは推定(ある年に誰かが任命されたとの記録があれば、それから四年間はその人物が守であると推測してあてはめる)していくと、承暦から寛治七年までの時期では、永保二、三(一〇八二、三)年～応徳三(一〇八六)年の頃が、河内國の国司名が明らかではなく、前後の記録からの推定も難しい記録空白期間になつていて。これ以前の空白期間として、康平三年頃から延久三年頃にかけて(一〇六〇～七一)もあるが、天喜三(一〇五五)年生まれとされる俊頬の年齢から考えて、こちらの期間である可能性は低いであろう。また、寛治年間には、経国が死亡する同七年まで、河内守には坂上定成、藤原隆宗が在任していると推察できる。従つて、永保二、三(一〇八二、三)年～応徳三(一〇八六)年の頃が、①「天の川」の歌の詠作時期として最も可能性のある時期であると考えられる。もしも、この時に経国が河内守であつたと仮定すると、経国は八十才を過ぎた頃、経信は民部卿で権大納言になる時期である。経信の民部

りその側近にあつて「卿の局」と称されていた。順徳天皇の立坊、即位によつて政治の中心に出て、従二位を授けられるに至つたのであるが、彼女の呼称に当初から付いていた「卿」は、父範兼が「刑部卿」であつたことに由来すると考えられる。¹⁾うした呼称の生まれたことと、「〇〇卿」の身内がその人物を「卿の殿」と呼んだことは密接に関わるのではないか。もつとも、源経信と大江匡房はとともに「帥」とも呼ばれたから、『散木奇歌集』と『江帥集』に見える「卿のとの」を、二例とも「帥殿」の誤りと見る考え方も成り立ち得る。『散木奇歌集』の場合、集全体として見ると「帥殿」であつたほうが、むしろ合理的で分かり易くなるだろう。しかし、「卿殿」という表現に込められていた意味を、見いだすことが出来る(その可能性がある)のならば、やはり安易に校訂するべきではないだろう。

私家集には、それが編まれた時代の人々の意識や日常生活の具体的な事柄が表れていることが多い。一つ一つはささやかな事柄であつても、勅撰集にも、物語等の散文類にも見られないような事が記されていることもある。それならば、その小さな事実を見落とさず拾うように、丹念に私家集を読んで行きたいと思う。そうすることで、歌人たちの生活の具体的なありよう、背景にある社会の様相も、人々の心情

も、より正確に把握できるのだと考える。
(引用は注に断りのない場合、『新編国歌大観』、及びC D—ILOM版『新編私家集大成』による)

注1、冷泉家時雨亭叢書第二十三巻『平安私家集 十』
注2、初雁文庫蔵『散木奇歌集』
注3、関根慶子『散木奇歌集 集注篇 上』(風間書房
平成四年)三四九頁。

注4、有吉保「匡房 解題」(『私家集大成 中古II』
明治書院 昭和五十年)等。

注5、森本元子「『肥後集』の作者とその生涯」(『私家集の研究』 明治書院 昭和四一年)

注6、「言語と芸術の会 大会」二〇一四年十二月七日、
於・明治大学)における口頭発表『江帥集』後半部
の読解に関する「、三の考察」(高野瀬恵子)。別稿と
して場を改めて発表の予定。

注7、注5、及び拙稿「令子内親王家の歌人肥後」「肥後集」
以後の和歌活動」(『和歌文学研究』九十二号)

注8、注3に同じ。

卿在任は、承暦五(一〇八一)年正月二十六日～嘉保元(一〇九四)年六月十一日の十三年余に及ぶ。その間に権中納言俊頬が左京大夫となり、歌人としても、筆策奏者としても、堀河天皇の近臣になつて行く時期である。民部卿時代の経信を、俊頬から大宰權帥に移つたのである。民部卿時代の経信を、俊頬が「卿のとの」と呼んだ可能性はあるのではないか。もっとも、そう考へると、⑧dに見える「ごん大納言」の時期と重なる部分があるので、俊頬が父の呼称をどのような基準で書き分けているのか、多少の問題は残る。しかし、冷泉家本のような草稿本段階から、流布本の形態まで、家集を校訂し体裁を整えたのは、俊頬自身と思われる。その際にもなお「卿の殿」という表記が残つた(或いは、残した)ことには、少なからぬ意味があると見てよいだろう。

このように、①と⑥の二つの「卿のとの」は、①では経信が「民部卿」であつた、⑥では匡房が「大藏卿」であつたといふことから、身内がそれぞれ「卿の殿」と呼んだものではないか、と推察することが可能である。実は院政期には、人物呼称と「〇〇卿」の職名とが絡むケースが見られる。例えば、後鳥羽上皇の側近として力をふるつた藤原兼子は「卿二位」と呼ばれた。兼子は刑部卿藤原範兼女で、姉の範子、叔父の範季が後鳥羽上皇の乳母、乳夫であつた関係から、上皇の幼時期よ